

敦賀市新庁舎食堂運営事業者選定公募型プロポーザル実施要項

1 事業の目的

敦賀市（以下「市」という。）では、来庁者の利便性向上と市職員の福利厚生の一環として、市役所新庁舎内に食堂の設置を予定している。その運営について、市から新庁舎の一部を有償で借り受け、市が定める条件の下、継続して質の高いサービスの提供が可能な事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定する。

2 賃貸借物件の概要

- (1) 所 在 敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所新庁舎2階の一部
- (2) 用 途 食堂の運営
- (3) 面 積 厨房他諸室 約57.34㎡
- (4) 座 席 数 70席程度を設置する予定
- (5) 厨房機器 別紙厨房機器詳細図のとおり（オール電化）

※参考 新庁舎入庁職員数 約430人（消防職員除）、来庁者数（想定）約600人／日
現庁舎食堂利用者数実績 50人から60人程度／日

3 選定方式・応募資格

公募型プロポーザル方式により選定し、応募資格は次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 福井県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する法人又は敦賀市内に住所を有する個人。
- (2) 租税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 応募する者又は応募する法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ、新庁舎において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

(8) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。

(9) フランチャイズ（F C）方式により運営する場合は、チェーン本部が応募を行うこと。

4 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり。

内 容	スケジュール
公告	令和2年4月27日（月）
実施要項等の配布	令和2年4月27日（月）から 5月27日（水）午後5時まで
質問書の受付	令和2年4月27日（月）から 5月13日（水）午後5時まで
質問回答書の公表	随時行う。 令和2年5月20日（水）までにすべての 回答を公表する。
応募申込書等の受付	令和2年4月27日（月）から 5月27日（水）午後5時まで
企画提案書の審査（プレゼンテーション及 びヒアリング）	令和2年6月上旬（予定）
審査結果の発表	令和2年6月中旬（予定）
新庁舎竣工	令和3年3月末（予定）
新庁舎供用開始、食堂オープン	令和3年5月（予定）

5 応募申込手順及び提出書類

(1) 実施要項等の配布

ア 配布期間 令和2年4月27日（月）から5月27日（水）午後5時まで

イ 配布方法 敦賀市のホームページからダウンロード

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

市政情報＞市庁舎建設関連情報＞新庁舎食堂プロポーザル

（「食堂プロポーザル」で検索）

※ダウンロードできない方は、問合せ先に連絡すること。

(2) 質問書の受付及び質問回答書の公表

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。質問書以外での受付は行わないものとする。質問書の提出は、応募申込書提出前にのみ行うものとする。

ア 受付期間 令和2年4月27日（月）から5月13日（水）午後5時まで

イ 提出方法 電子メールにて提出

提出先アドレス keiyaku@ton21.ne.jp

- ウ 回答方法 寄せられた質問及び回答は随時、市のホームページに掲載するとともに質問者及び応募者全員に電子メールにて送付する。
5月20日（水）までにすべての質問に回答するものとする。
なお、質問回答書は、本実施要項の追加又は修正として、実施要項及び仕様書と同様に扱う。

(3) 応募申込書等の受付

- ア 受付期間 令和2年4月27日（火）から5月27日（水）午後5時まで
イ 提出方法 原則、郵送（受付期限までに配達完了が確認できる方法）とする。
ウ 提出先 〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市総務部契約管理課新庁舎整備室
エ 提出書類 以下一覧のとおり

No.	分類	提出書類	提出部数
1	共通	応募申込書（様式第1号）	各1部
2	共通	事業者概要書（様式第2号）	
3	法人	印鑑証明書	
	個人	印鑑登録証明書	
4	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
	個人	住民票及び身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの）	
5	法人	最新の財務諸表	
	個人	最新の確定申告書又はこれに準ずるもの	
6	共通	国税、県税及び市税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）	
7	共通	営業及び提案するサービスに必要な資格・免許等の写し	
8	法人	定款	
9	F C	チェーン本部との関係が確認できるもの（フランチャイズ契約書の写し等）	
10	共通	企画提案書（様式第3号） ※「6 企画提案事項」を参照 ※文字サイズは11ポイント以上、カラー可、横書き、片面印刷、左綴じ、A4用紙10枚までとする。 ただし、提案事項を補足するための図表等（サイズ任意）の添付は可とし、上記枚数には含めないものとする。	6部
11	共通	価格提案書（様式第4号）	1部

※各証明書は、令和2年2月1日以降に発行されたものとする。

「エ 提出書類」のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められることがある。

6 企画提案事項

提案事項は以下のとおりとする。

No.	提案事項	提案内容
1	運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方法（直営、フランチャイズの別） ・食堂運営の基本方針 ・食材の仕入れ（物流）及び管理システム ・営業日、営業時間 ・運営に要する初期費用、収支計画（3年間）
2	スタッフの配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの配置計画及び勤務体制 ・スタッフの労働条件や教育・訓練等の基本方針 ・指揮命令系統が分かる組織図
3	メニューの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供を予定しているメニュー及びその価格等 ・地産地消の考え方
4	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・防災防犯等の安全管理 ・食品衛生や品質管理の事故防止体制及び事故発生時の対応策等
5	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、リサイクル等の取組や活動実績 ・廃棄物を減らすための取組み
6	アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・出店に際してアピールできる事項、付加的なサービス提供など優位性や特徴のある事項、地域への貢献等 ・災害時における市への支援体制
7	賃貸借料	<ul style="list-style-type: none"> ・月額賃貸借料（税抜）（様式第4号） <p>※最高提案額を10点とし、それ未満の額については、次の算定式により、小数第一位を四捨五入した数を評価点とする。</p> <p>【評価点数＝10点×提案額／最高提案額】</p> <p>※0円以下の場合、応募者を失格とする。</p>
8	業務実績	<p>提供食数の多い順に5件まで記入</p> <p>※実績がわかるものを添付（契約書等）</p>

7 企画提案書の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募者を対象に、以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、欠席した場合は応募を取り止めたものとみなす。

- (1) 実施日 令和2年6月上旬（予定）
- (2) 場 所 敦賀市役所4階講堂
- (3) 内 容 応募者による企画提案書の説明（20分以内）及び審査員によるヒアリング（10分程度）
- (4) 備 考 出席者は、責任者を含め3名以内とする。
当日に新しい資料等の提出はできない。提出済の企画提案書に基づき説明を行うこと。
プロジェクター、スクリーン、電源コードは当市にて用意する。
- (5) その他 詳細については応募者に、後日通知する。

新型コロナウイルス感染症の状況により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合があります。中止の際は、企画提案書による書類審査のみとする。

8 審査方法等

審査は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で事業候補者を選定する。

9 協定書・賃貸借契約の締結

事業候補者に選定された者は、協定書を締結し、市との協議を行う。その後、市との協議が調い次第、賃貸借契約締結の手続きを行う。

なお、辞退その他の理由により事業候補者と協定書、賃貸借契約を締結できない場合は、次点事業候補者と交渉を行う。

10 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業候補者としての選定を取り消す。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査員又はその関係者に接触を求めると、審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 事業候補者の決定から賃貸借契約締結までの間に、資金事情の変化等により、食堂の設置及び運営の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 「3 選定方式・応募資格」に定める応募資格に適合しなくなったとき。

11 その他

- (1) 本プロポーザルのための費用一式は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、敦賀市情報公開条例（平成11年6月29日条例第14号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。

- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 企画提案書などの提出後は、加筆、修正又は差し替えは認めない。
- (5) 応募者が1者のみであっても、応募資格を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

12 問合せ先

敦賀市総務部契約管理課新庁舎整備室 池見 高木
所在地：〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
電話：0770-22-8195

F A X : 0770-22-8262

E-mail : keiyaku@ton21.ne.jp